

伊賀市国民保護計画 令和 2 年 2 月修正（案）新旧対照表

	新	旧
P 7	伊賀市の気候は、地形的特性から寒暑の差が大きく、また、降水量の少ない典型的な内陸気候である。さらに、盆地気候の特徴として霧の発生が比較的多くみられる。 ここ 1 0 年間の平均値では、気温は年平均<u>1 4 . 8</u>℃、年平均降水量は、<u>1 5 3 3 . 0</u> m m、年平均風速は、<u>2 . 6</u> m/s となっており、昨年度の月平均気温は、最も低い値が 1 月の<u>2 . 7</u>℃、最も高い値は 7 月の<u>2 8 . 0</u>℃、月降水量が最も少ない値は 2 月の<u>1 8 . 5</u> m m、最も多い値は 9 月の<u>3 6 4 . 0</u> m m、月平均風速の最も小さい値は 1 1 月の<u>1 . 7</u> m/s、最も大きい値は 1 月の<u>3 . 2</u> m/s である。 気象条件による交通規制としては、大雨による道路通行止め区間が 8 ヶ所設けられている。	伊賀市の気候は、地形的特性から寒暑の差が大きく、また、降水量の少ない典型的な内陸気候である。さらに、盆地気候の特徴として霧の発生が比較的多くみられる。 ここ 1 0 年間の平均値では、気温は年平均<u>1 4 . 8</u>℃、年平均降水量は、<u>1 4 6 2 . 0</u> m m、年平均風速は、<u>2 . 5</u> m/s となっており、昨年の月平均気温は、最も低い値が 1 月の<u>4 . 2</u>℃、最も高い値は 8 月の<u>2 7 . 5</u>℃、月降水量が最も少ない値は 1 0 月の<u>5 2 . 0</u> m m、最も多い値は 9 月の<u>3 0 5 . 0</u> m m、月平均風速の最も小さい値は <u>9 月、1 0 月及び 1 1 月の 2 . 1</u> m/s、最も大きい値は 1 月の<u>2 . 9</u> m/s である。 気象条件による交通規制としては、大雨による道路通行止め区間が 8 ヶ所設けられている。
P 8	表 1－3 気象概要 別紙 1 のとおり。	表 1－3 気象概要 別紙 1 のとおり。
P 8	表 1－4 月別平均気温と降水量 別紙 1 のとおり。	表 1－4 月別平均気温と降水量 別紙 1 のとおり。
P 9	伊賀市の人口は、平成<u>3 1</u>年 3 月末日時点で<u>9 1 , 6 8 2</u>人であり、<u>4 0 , 4 3 9</u>世帯となっており、人口分布からみると、ほぼ本庁及び各支所（旧市町村役場）所在地域に集中している。 近年人口の大きな変動は見られないが、世帯数が増加傾向にあることから、1 世帯当たりの人員は減少している。 また、1 4 歳以下の年少人口が年々減少し、高齢者が増加する傾向にあり、今後のもその傾向は進むものと予想されている。 本市の夜間人口は<u>9 0 , 5 8 1</u>人、昼間人口は<u>9 5 , 4 2 6</u>人である。本市への他市町村からの就業、就学等によるものと思われるが、上野支所管内を除く他の支所管内の全てにおいて、夜間人口が上回っている。（平成 <u>2 7</u> 年国勢調査による。） これらのことから、各支所機能を活かした効率的な対応、高齢者対策等を検討する必要がある。	伊賀市の人口は、平成<u>2 8</u>年 <u>1 2</u>末日時点で<u>9 3 , 8 9 6</u>人であり、<u>3 9 , 8 4 5</u>世帯となっており、人口分布からみると、ほぼ本庁及び各支所（旧市町村役場）所在地域に集中している。 近年人口の大きな変動は見られないが、世帯数が増加傾向にあることから、1 世帯当たりの人員は減少している。 また、1 4 歳以下の年少人口が年々減少し、高齢者が増加する傾向にあり、今後のもその傾向は進むものと予想されている。 本市の夜間人口は<u>9 7 , 2 0 7</u>人、昼間人口は<u>1 0 1 , 2 5 2</u>人である。本市への他市町村からの就業、就学等によるものと思われるが、上野支所管内を除く他の支所管内の全てにおいて、夜間人口が上回っている。（平成 <u>2 2</u> 年国勢調査による。） これらのことから、各支所機能を活かした効率的な対応、高齢者対策等を検討する必要がある。
P 9	表 1－5 年齢別人口割合 別紙 1 のとおり。	表 1－5 年齢別人口割合 別紙 1 のとおり。
P 9	表 1－6 地区別人口 別紙 1 のとおり。	表 1－6 地区別人口 別紙 1 のとおり。
P 1 0	図 1－3 市内交通網図 別紙 1 のとおり。	図 1－3 市内交通網図 別紙 1 のとおり。
P 1 1	（1）要配慮者 平成<u>3 1</u>年 3 月末日時点で、人口<u>9 1 , 6 8 2</u>人のうち 6 5 歳以上の人口は<u>2 9 , 6 4 5</u>人であり <u>3 2 . 3</u> %の割合となっている。また、市内には、総合病院などの医療機関や高齢者や障がい者の福祉施設があり、乳幼児、妊婦、高齢者、障がい者、外国人、旅行者等の要配慮者に対する適切な対応が必要である。	（1）<u>要配慮者</u> 平成<u>2 8</u>年 <u>1 2</u>月末日時点で、人口<u>8 9 , 3 6 9</u>人のうち 6 5 歳以上の人口は<u>2 9 , 5 2 7</u>人であり <u>3 1 . 4</u> %の割合となっている。また、市内には、総合病院などの医療機関や高齢者や障がい者の福祉施設があり、乳幼児、妊婦、高齢者、障がい者、外国人、旅行者等の要配慮者に対する適切な対応が必要である。
P 1 1	（3）外国人登録者 平成<u>3 1</u>年 3 月末日時点で外国人登録者は<u>5 , 4 7 8</u>人であり、人口比率で<u>約 6 . 0</u> %を占め、全国的に見ても大変高い率となっている。国籍別ではブラジル籍が<u>2 , 2 9 9</u>人、<u>4 1 . 9</u> %で圧倒的	（3）外国人登録者 平成<u>2 8</u>年 <u>1 2</u>月末日時点で外国人は、<u>4 , 5 2 7</u>人であり、人口比率で<u>4 . 8</u> %を占め、全国的に見ても大変高い率となっている。国籍別ではブラジル籍が<u>1 , 9 6 9</u>人、<u>4 3 . 5</u> %で圧倒的多数を

伊賀市国民保護計画 令和 2 年 2 月修正（案）新旧対照表

	多数を占めている。	占めている。																																		
P 1 1	表 1－7 外国人国籍別人口 別紙 1 のとおり。	表 1－7 外国人国籍別人口 別紙 1 のとおり。																																		
P 1 7	表 2－1 市の各部における平素の業務 <table><tr><th>部 名</th><th>平素の業務</th></tr><tr><td>総合危機管理課</td><td>・市国民保護対策本部等の体制の整備に関すること。 ・他府県や近隣市町村及び関係機関との連絡調整に関すること。 ・自主防災組織及びボランティアの活動支援に関すること。 ・安否情報の収集及び提供体制の整備に関すること。 ・通信体制の整備に関すること。 ・避難及び救援等に係る体制の整備に関すること。 ・物資及び資機材の備蓄に関すること。 ・職員の訓練に関すること。 ・国民保護に関する啓発に関すること。 ・特殊標章等に関すること。 ・赤十字標章等に関すること。 ・生活関連等施設の安全確保に関すること。</td></tr><tr><td>総務部</td><td>・職員の服務及び動員の調整に関すること。 ・職員の研修に関すること。</td></tr><tr><td>企画振興部</td><td>・広聴・広報体制の整備に関すること。 ・情報の収集及び提供体制の整備に関すること。 ・報道機関との連絡に関すること。 <u>・ボランティアとの連携に関すること。</u> ・国民保護に関する啓発に関すること。</td></tr><tr><td><u>財務部</u></td><td><u>・物資（生活必需物資）の調達体制の整備に関すること。</u></td></tr><tr><td>人権生活環境部</td><td>・救援に関する体制の整備に関すること。 ・ボランティアとの連携に関すること。 ・安否情報の収集及び提供体制の整備に関すること。 ・所管に係る生活関連等施設の安全確保に関すること。</td></tr><tr><td>健康福祉部</td><td>・要配慮者に対する支援体制の整備及び啓発に関すること。 ・救援に関する体制の整備に関すること。 ・ボランティアとの連携に関すること。 ・医療及び救急体制の整備に関すること。</td></tr><tr><td>産業振興部</td><td>・大規模集客施設等における国民保護措置の実施体制の整備に関すること。</td></tr></table>	部 名	平素の業務	総合危機管理課	・市国民保護対策本部等の体制の整備に関すること。 ・他府県や近隣市町村及び関係機関との連絡調整に関すること。 ・自主防災組織及びボランティアの活動支援に関すること。 ・安否情報の収集及び提供体制の整備に関すること。 ・通信体制の整備に関すること。 ・避難及び救援等に係る体制の整備に関すること。 ・物資及び資機材の備蓄に関すること。 ・職員の訓練に関すること。 ・国民保護に関する啓発に関すること。 ・特殊標章等に関すること。 ・赤十字標章等に関すること。 ・生活関連等施設の安全確保に関すること。	総務部	・職員の服務及び動員の調整に関すること。 ・職員の研修に関すること。	企画振興部	・広聴・広報体制の整備に関すること。 ・情報の収集及び提供体制の整備に関すること。 ・報道機関との連絡に関すること。 <u>・ボランティアとの連携に関すること。</u> ・国民保護に関する啓発に関すること。	<u>財務部</u>	<u>・物資（生活必需物資）の調達体制の整備に関すること。</u>	人権生活環境部	・救援に関する体制の整備に関すること。 ・ボランティアとの連携に関すること。 ・安否情報の収集及び提供体制の整備に関すること。 ・所管に係る生活関連等施設の安全確保に関すること。	健康福祉部	・要配慮者に対する支援体制の整備及び啓発に関すること。 ・救援に関する体制の整備に関すること。 ・ボランティアとの連携に関すること。 ・医療及び救急体制の整備に関すること。	産業振興部	・大規模集客施設等における国民保護措置の実施体制の整備に関すること。	表 2－1 市の各部における平素の業務 <table><tr><th>部 名</th><th>平素の業務</th></tr><tr><td>総合危機管理課</td><td>・市国民保護対策本部等の体制の整備に関すること。 ・他府県や近隣市町村及び関係機関との連絡調整に関すること。 ・自主防災組織及びボランティアの活動支援に関すること。 ・安否情報の収集及び提供体制の整備に関すること。 ・通信体制の整備に関すること。 ・避難及び救援等に係る体制の整備に関すること。 ・物資及び資機材の備蓄に関すること。 ・職員の訓練に関すること。 ・国民保護に関する啓発に関すること。 ・特殊標章等に関すること。 ・赤十字標章等に関すること。 ・生活関連等施設の安全確保に関すること。</td></tr><tr><td>総務部</td><td>・職員の服務及び動員の調整に関すること。 ・職員の研修に関すること。</td></tr><tr><td>企画振興部</td><td>・広聴・広報体制の整備に関すること。 ・情報の収集及び提供体制の整備に関すること。 ・報道機関との連絡に関すること。 ・国民保護に関する啓発に関すること。</td></tr><tr><td>人権生活環境部</td><td>・救援に関する体制の整備に関すること。 ・ボランティアとの連携に関すること。 ・安否情報の収集及び提供体制の整備に関すること。 ・所管に係る生活関連等施設の安全確保に関すること。</td></tr><tr><td>健康福祉部</td><td>・要配慮者に対する支援体制の整備及び啓発に関すること。 ・救援に関する体制の整備に関すること。 ・ボランティアとの連携に関すること。 ・医療及び救急体制の整備に関すること。</td></tr><tr><td>産業振興部</td><td>・大規模集客施設等における国民保護措置の実施体制の整備に関すること。</td></tr><tr><td>建設部</td><td>・道路、河川等の状況把握等に関すること。</td></tr><tr><td>消防本部</td><td>・武力攻撃災害に対する消防活動体制に関すること。 ・避難住民の誘導のための活動に関すること。 ・県警察との連絡体制に関すること。</td></tr></table>	部 名	平素の業務	総合危機管理課	・市国民保護対策本部等の体制の整備に関すること。 ・他府県や近隣市町村及び関係機関との連絡調整に関すること。 ・自主防災組織及びボランティアの活動支援に関すること。 ・安否情報の収集及び提供体制の整備に関すること。 ・通信体制の整備に関すること。 ・避難及び救援等に係る体制の整備に関すること。 ・物資及び資機材の備蓄に関すること。 ・職員の訓練に関すること。 ・国民保護に関する啓発に関すること。 ・特殊標章等に関すること。 ・赤十字標章等に関すること。 ・生活関連等施設の安全確保に関すること。	総務部	・職員の服務及び動員の調整に関すること。 ・職員の研修に関すること。	企画振興部	・広聴・広報体制の整備に関すること。 ・情報の収集及び提供体制の整備に関すること。 ・報道機関との連絡に関すること。 ・国民保護に関する啓発に関すること。	人権生活環境部	・救援に関する体制の整備に関すること。 ・ボランティアとの連携に関すること。 ・安否情報の収集及び提供体制の整備に関すること。 ・所管に係る生活関連等施設の安全確保に関すること。	健康福祉部	・要配慮者に対する支援体制の整備及び啓発に関すること。 ・救援に関する体制の整備に関すること。 ・ボランティアとの連携に関すること。 ・医療及び救急体制の整備に関すること。	産業振興部	・大規模集客施設等における国民保護措置の実施体制の整備に関すること。	建設部	・道路、河川等の状況把握等に関すること。	消防本部	・武力攻撃災害に対する消防活動体制に関すること。 ・避難住民の誘導のための活動に関すること。 ・県警察との連絡体制に関すること。
部 名	平素の業務																																			
総合危機管理課	・市国民保護対策本部等の体制の整備に関すること。 ・他府県や近隣市町村及び関係機関との連絡調整に関すること。 ・自主防災組織及びボランティアの活動支援に関すること。 ・安否情報の収集及び提供体制の整備に関すること。 ・通信体制の整備に関すること。 ・避難及び救援等に係る体制の整備に関すること。 ・物資及び資機材の備蓄に関すること。 ・職員の訓練に関すること。 ・国民保護に関する啓発に関すること。 ・特殊標章等に関すること。 ・赤十字標章等に関すること。 ・生活関連等施設の安全確保に関すること。																																			
総務部	・職員の服務及び動員の調整に関すること。 ・職員の研修に関すること。																																			
企画振興部	・広聴・広報体制の整備に関すること。 ・情報の収集及び提供体制の整備に関すること。 ・報道機関との連絡に関すること。 <u>・ボランティアとの連携に関すること。</u> ・国民保護に関する啓発に関すること。																																			
<u>財務部</u>	<u>・物資（生活必需物資）の調達体制の整備に関すること。</u>																																			
人権生活環境部	・救援に関する体制の整備に関すること。 ・ボランティアとの連携に関すること。 ・安否情報の収集及び提供体制の整備に関すること。 ・所管に係る生活関連等施設の安全確保に関すること。																																			
健康福祉部	・要配慮者に対する支援体制の整備及び啓発に関すること。 ・救援に関する体制の整備に関すること。 ・ボランティアとの連携に関すること。 ・医療及び救急体制の整備に関すること。																																			
産業振興部	・大規模集客施設等における国民保護措置の実施体制の整備に関すること。																																			
部 名	平素の業務																																			
総合危機管理課	・市国民保護対策本部等の体制の整備に関すること。 ・他府県や近隣市町村及び関係機関との連絡調整に関すること。 ・自主防災組織及びボランティアの活動支援に関すること。 ・安否情報の収集及び提供体制の整備に関すること。 ・通信体制の整備に関すること。 ・避難及び救援等に係る体制の整備に関すること。 ・物資及び資機材の備蓄に関すること。 ・職員の訓練に関すること。 ・国民保護に関する啓発に関すること。 ・特殊標章等に関すること。 ・赤十字標章等に関すること。 ・生活関連等施設の安全確保に関すること。																																			
総務部	・職員の服務及び動員の調整に関すること。 ・職員の研修に関すること。																																			
企画振興部	・広聴・広報体制の整備に関すること。 ・情報の収集及び提供体制の整備に関すること。 ・報道機関との連絡に関すること。 ・国民保護に関する啓発に関すること。																																			
人権生活環境部	・救援に関する体制の整備に関すること。 ・ボランティアとの連携に関すること。 ・安否情報の収集及び提供体制の整備に関すること。 ・所管に係る生活関連等施設の安全確保に関すること。																																			
健康福祉部	・要配慮者に対する支援体制の整備及び啓発に関すること。 ・救援に関する体制の整備に関すること。 ・ボランティアとの連携に関すること。 ・医療及び救急体制の整備に関すること。																																			
産業振興部	・大規模集客施設等における国民保護措置の実施体制の整備に関すること。																																			
建設部	・道路、河川等の状況把握等に関すること。																																			
消防本部	・武力攻撃災害に対する消防活動体制に関すること。 ・避難住民の誘導のための活動に関すること。 ・県警察との連絡体制に関すること。																																			

伊賀市国民保護計画 令和2年2月修正（案）新旧対照表

	<table><tr><td></td><td></td></tr><tr><td>建設部</td><td>・道路、河川等の状況把握等に関すること。</td></tr><tr><td>消防本部</td><td>・武力攻撃災害に対する消防活動体制に関すること。 ・避難住民の誘導のための活動に関すること。 ・県警察との連絡体制に関すること。 ・自主防災組織等の訓練指導に関すること。 ・警報の伝達、避難実施活動体制に関すること。 ・危険物質等に係る災害発生防止措置に関すること。</td></tr><tr><td>市立病院</td><td>・医療及び救急体制の整備に関すること。 ・所管に係る生活関連等施設の安全管理に関すること。</td></tr><tr><td>上下水道部</td><td>・水の安定的な供給に関すること。</td></tr><tr><td>教育委員会</td><td>・児童生徒に対する支援体制の整備及び啓発に関すること。 ・安否情報の収集及び提供体制の整備に関すること。</td></tr><tr><td>各支所</td><td>・本庁各部との連絡調整に関すること。 ・情報の収集及び伝達に関する体制の整備に関すること。</td></tr><tr><td>各部共通</td><td>・所管に係る市有施設の安全管理に関すること。</td></tr></table>			建設部	・道路、河川等の状況把握等に関すること。	消防本部	・武力攻撃災害に対する消防活動体制に関すること。 ・避難住民の誘導のための活動に関すること。 ・県警察との連絡体制に関すること。 ・自主防災組織等の訓練指導に関すること。 ・警報の伝達、避難実施活動体制に関すること。 ・危険物質等に係る災害発生防止措置に関すること。	市立病院	・医療及び救急体制の整備に関すること。 ・所管に係る生活関連等施設の安全管理に関すること。	上下水道部	・水の安定的な供給に関すること。	教育委員会	・児童生徒に対する支援体制の整備及び啓発に関すること。 ・安否情報の収集及び提供体制の整備に関すること。	各支所	・本庁各部との連絡調整に関すること。 ・情報の収集及び伝達に関する体制の整備に関すること。	各部共通	・所管に係る市有施設の安全管理に関すること。	<table><tr><td></td><td>・自主防災組織等の訓練指導に関すること。 ・警報の伝達、避難実施活動体制に関すること。 ・危険物質等に係る災害発生防止措置に関すること。</td></tr><tr><td>市立病院</td><td>・医療及び救急体制の整備に関すること。 ・所管に係る生活関連等施設の安全管理に関すること。</td></tr><tr><td>水道部</td><td>・水の安定的な供給に関すること。</td></tr><tr><td>教育委員会</td><td>・児童生徒に対する支援体制の整備及び啓発に関すること。 ・安否情報の収集及び提供体制の整備に関すること。</td></tr><tr><td>各支所</td><td>・本庁各部との連絡調整に関すること。 ・情報の収集及び伝達に関する体制の整備に関すること。</td></tr><tr><td>各部共通</td><td>・所管に係る市有施設の安全管理に関すること。</td></tr></table>		・自主防災組織等の訓練指導に関すること。 ・警報の伝達、避難実施活動体制に関すること。 ・危険物質等に係る災害発生防止措置に関すること。	市立病院	・医療及び救急体制の整備に関すること。 ・所管に係る生活関連等施設の安全管理に関すること。	水道部	・水の安定的な供給に関すること。	教育委員会	・児童生徒に対する支援体制の整備及び啓発に関すること。 ・安否情報の収集及び提供体制の整備に関すること。	各支所	・本庁各部との連絡調整に関すること。 ・情報の収集及び伝達に関する体制の整備に関すること。	各部共通	・所管に係る市有施設の安全管理に関すること。
建設部	・道路、河川等の状況把握等に関すること。																													
消防本部	・武力攻撃災害に対する消防活動体制に関すること。 ・避難住民の誘導のための活動に関すること。 ・県警察との連絡体制に関すること。 ・自主防災組織等の訓練指導に関すること。 ・警報の伝達、避難実施活動体制に関すること。 ・危険物質等に係る災害発生防止措置に関すること。																													
市立病院	・医療及び救急体制の整備に関すること。 ・所管に係る生活関連等施設の安全管理に関すること。																													
上下水道部	・水の安定的な供給に関すること。																													
教育委員会	・児童生徒に対する支援体制の整備及び啓発に関すること。 ・安否情報の収集及び提供体制の整備に関すること。																													
各支所	・本庁各部との連絡調整に関すること。 ・情報の収集及び伝達に関する体制の整備に関すること。																													
各部共通	・所管に係る市有施設の安全管理に関すること。																													
	・自主防災組織等の訓練指導に関すること。 ・警報の伝達、避難実施活動体制に関すること。 ・危険物質等に係る災害発生防止措置に関すること。																													
市立病院	・医療及び救急体制の整備に関すること。 ・所管に係る生活関連等施設の安全管理に関すること。																													
水道部	・水の安定的な供給に関すること。																													
教育委員会	・児童生徒に対する支援体制の整備及び啓発に関すること。 ・安否情報の収集及び提供体制の整備に関すること。																													
各支所	・本庁各部との連絡調整に関すること。 ・情報の収集及び伝達に関する体制の整備に関すること。																													
各部共通	・所管に係る市有施設の安全管理に関すること。																													
1 8	（５）幹部職員等の参集が困難な場合の対応 市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。 なお、市対策本部長である市長に事故があった場合には、副市長、教育長、<u>上下水道事業管理者、危機管理監</u>の順に指揮を執る。	（５）幹部職員等の参集が困難な場合の対応 市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。 なお、市対策本部長である市長に事故があった場合には、副市長、教育長、<u>総合危機管室危機管理監</u>の順に指揮を執る。																												
P 3 4	図 3-1 市危機対策本部の構成等 The diagram illustrates the structure of the City Crisis Management Headquarters. At the top is the '本部長（市長）'. Below it is the '参集室員' which includes the '副市長', '教育長', '<u>上下水道事業管理者</u>', '危機管理監', '総合危機管理課長', '消防本部消防長', and '関係課室長'. To the right is the '関係機関' which includes the '県', '県警察', '自衛隊', and 'その他関係機関'. Arrows indicate the flow of information and coordination between these entities. A box at the bottom states: '事態の推移に応じ、体制の強化又は縮小を行う。'	図 3-1 市危機対策本部の構成等 The diagram illustrates the structure of the City Crisis Management Headquarters. At the top is the '本部長（市長）'. Below it is the '参集室員' which includes the '副市長', '教育長', '<u>水道事業管理者</u>', '危機管理監', '総合危機管理課長', '消防本部消防長', and '関係課室長'. To the right is the '関係機関' which includes the '県', '県警察', '自衛隊', and 'その他関係機関'. Arrows indicate the flow of information and coordination between these entities. A box at the bottom states: '事態の推移に応じ、体制の強化又は縮小を行う。'																												

伊賀市国民保護計画 令和 2 年 2 月修正（案）新旧対照表

P 3 8	④ 市対策本部の開設 市対策本部担当者は、<u>本庁舎 4 階食堂</u>に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。	④ 市対策本部の開設 市対策本部担当者は、<u>上野南庁舎総合危機管理課</u>に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。								
P 3 9	図 3-3 市対策本部の組織構成及び各組織の機能 ※市対策本部長が必要と認めるとき国の職員その他当該市の職員以外の者を市対策本部の会議に出席させることが可能である。	図 3-3 市対策本部の組織構成及び各組織の機能 ※市対策本部長が必要と認めるとき国の職員その他当該市の職員以外の者を市対策本部の会議に出席させることが可能である。								
P 3 9	表 3 - 1 市対策本部各部の所掌事務 <table><tr><th>部 名</th><th>武力攻撃事態等における業務</th></tr><tr><td>防災総括部 <u>総務部</u></td><td> - 市対策本部会議の運営に関すること。 - 市対策本部長の重要な意思決定の補佐に関すること。 - 市対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示 - 初動連絡体制に関すること。 - 危機対策本部に関すること。 - 市国民保護対策本部、市現地対策本部及び現地調整所に関すること。 - 情報通信手段の確保に関すること。 - 警報の伝達に関すること。 - 避難実施要領に関すること。 - 特殊標章等に関すること。 - 事前措置に関すること。 - 市が行う国民保護措置に関する調整 </td></tr></table>	部 名	武力攻撃事態等における業務	防災総括部 <u>総務部</u>	- 市対策本部会議の運営に関すること。 - 市対策本部長の重要な意思決定の補佐に関すること。 - 市対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示 - 初動連絡体制に関すること。 - 危機対策本部に関すること。 - 市国民保護対策本部、市現地対策本部及び現地調整所に関すること。 - 情報通信手段の確保に関すること。 - 警報の伝達に関すること。 - 避難実施要領に関すること。 - 特殊標章等に関すること。 - 事前措置に関すること。 - 市が行う国民保護措置に関する調整	表 3 - 1 市対策本部各部の所掌事務 <table><tr><th>部 名</th><th>武力攻撃事態等における業務</th></tr><tr><td>防災総括部</td><td> - 市対策本部会議の運営に関すること。 - 市対策本部長の重要な意思決定の補佐に関すること。 - 市対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示 - 初動連絡体制に関すること。 - 危機対策本部に関すること。 - 市国民保護対策本部、市現地対策本部及び現地調整所に関すること。 - 情報通信手段の確保に関すること。 - 警報の伝達に関すること。 - 避難実施要領に関すること。 - 特殊標章等に関すること。 - 事前措置に関すること。 - 市が行う国民保護措置に関する調整 </td></tr></table>	部 名	武力攻撃事態等における業務	防災総括部	- 市対策本部会議の運営に関すること。 - 市対策本部長の重要な意思決定の補佐に関すること。 - 市対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示 - 初動連絡体制に関すること。 - 危機対策本部に関すること。 - 市国民保護対策本部、市現地対策本部及び現地調整所に関すること。 - 情報通信手段の確保に関すること。 - 警報の伝達に関すること。 - 避難実施要領に関すること。 - 特殊標章等に関すること。 - 事前措置に関すること。 - 市が行う国民保護措置に関する調整
部 名	武力攻撃事態等における業務									
防災総括部 <u>総務部</u>	- 市対策本部会議の運営に関すること。 - 市対策本部長の重要な意思決定の補佐に関すること。 - 市対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示 - 初動連絡体制に関すること。 - 危機対策本部に関すること。 - 市国民保護対策本部、市現地対策本部及び現地調整所に関すること。 - 情報通信手段の確保に関すること。 - 警報の伝達に関すること。 - 避難実施要領に関すること。 - 特殊標章等に関すること。 - 事前措置に関すること。 - 市が行う国民保護措置に関する調整									
部 名	武力攻撃事態等における業務									
防災総括部	- 市対策本部会議の運営に関すること。 - 市対策本部長の重要な意思決定の補佐に関すること。 - 市対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示 - 初動連絡体制に関すること。 - 危機対策本部に関すること。 - 市国民保護対策本部、市現地対策本部及び現地調整所に関すること。 - 情報通信手段の確保に関すること。 - 警報の伝達に関すること。 - 避難実施要領に関すること。 - 特殊標章等に関すること。 - 事前措置に関すること。 - 市が行う国民保護措置に関する調整									

伊賀市国民保護計画 令和 2 年 2 月修正（案）新旧対照表

		・他の市町に対する応援の求め、県への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関する事項 ・県を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項 ・以下の情報に関する国、県、他の市町等関係機関からの情報収集、整理及び集約 ○ 被災情報 ○ 避難や救援の実施状況 ○ 災害への対応状況 ○ 安否情報 ○ その他の部等から収集を依頼された情報 ・市対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録			・他の市町に対する応援の求め、県への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関する事項 ・県を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項 ・以下の情報に関する国、県、他の市町等関係機関からの情報収集、整理及び集約 ○ 被災情報 ○ 避難や救援の実施状況 ○ 災害への対応状況 ○ 安否情報 ○ その他の部等から収集を依頼された情報 ・市対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録
	企画振興部 <u>財務部</u>	・公的徴収金の措置に関すること。 ・国民保護措置に要した費用の支弁等に関すること。 ・市対策本部員の食料の調達等庶務に関する事項 ・避難住民の運送に関すること。 ・要配慮者の避難に関すること。 ・安否情報の照会及び回答に関すること。 ・被災状況や市対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等対外的な広報活動		企画振興部	・公的徴収金の措置に関すること。 ・国民保護措置に要した費用の支弁等に関すること。 ・<u>市対策本部員や市対策本部職員のローテーション管理</u> ・市対策本部員の食料の調達等庶務に関する事項 ・避難住民の運送に関すること。 ・<u>広聴広報体制の整備に関すること。</u> ・<u>被災情報の収集及び提供に関すること。</u> ・要配慮者の避難に関すること。 ・安否情報の照会及び回答に関すること。 ・被災状況や市対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等対外的な広報活動
	人権生活環境部	・被災情報の収集に関すること。 ・汚染原因の拡大防止に関すること。 ・所管に係る生活関連等施設の安全確保に関すること。 ・廃棄物処理及び特例に関すること。		人権生活環境部	・被災情報の収集に関すること。 ・<u>ボランティア活動への支援に関すること。</u> ・<u>避難時における動物の保護等に関すること。</u> ・汚染原因の拡大防止に関すること。 ・<u>安否情報の収集及び照会に関すること。</u> ・所管に係る生活関連等施設の安全確保に関すること。 ・廃棄物処理及び特例に関すること。
	健康福祉部	・要配慮者の避難に関すること。 ・避難住民等の防疫対策に関すること。 ・避難先地域における食品等の衛生確保に関すること。 ・避難先地域の健康維持に関すること。		健康福祉部	・要配慮者の避難に関すること。 ・<u>ボランティア活動への支援に関すること。</u> ・<u>日本赤十字社との連携に関すること。</u> ・<u>安否情報の収集に関すること。</u> ・避難住民等の防疫対策に関すること。 ・避難先地域における食品等の衛生確保に関すること。 ・避難先地域の健康維持に関すること。
	建設部 産業振興部	・警戒区域の設定に伴う措置に関すること。 ・生活関連物資等の適切な供給に関すること。 ・市道など公共的施設の適切な管理に関すること。 ・避難住民の運送に関すること。			
	消防 <u>本部</u>	・武力攻撃災害への対処に関すること。 ・避難住民の誘導に関すること。 ・警戒区域に関すること。 ・危険物質等の措置命令に関すること。 ・警報の伝達に関すること。			

伊賀市国民保護計画 令和 2 年 2 月修正（案）新旧対照表

		・武力攻撃災害の兆候の通報に関する事 ・汚染原因の拡大防止に関する事 ・災害に関する情報の収集及び提供に関する事 ・県警察との連携活動に関する事	建設部	・警戒区域の設定に伴う措置に関する事
	市民病院部	・安否情報の収集に関する事 ・所管に係る生活関連等施設の安全確保に関する事 ・避難先地域における健康相談、指導等に関する事	産業振興部	・生活関連物資等の適切な供給に関する事 ・市道など公共的施設の適切な管理に関する事 ・避難住民の運送に関する事
	上下水道部	・安全な飲料水の安定供給に関する事	消防部	・武力攻撃災害への対処に関する事 ・避難住民の誘導に関する事 ・警戒区域に関する事 ・危険物質等の措置命令に関する事 ・警報の伝達に関する事 ・武力攻撃災害の兆候の通報に関する事 ・汚染原因の拡大防止に関する事 ・災害に関する情報の収集及び提供に関する事 ・県警察との連携活動に関する事
	教育部	・安否情報の収集に関する事 ・被災児童生徒等に対する教育に関する事		
	各地域対策部	・本庁各部との連絡調整並びに実施に関する事		
	各部共通	・避難住民の誘導に関する事 ・救援の措置に関する事 ・所管に係る市有施設の管理に関する事		
	・各部は、災害の規模に応じて、所掌事務以外の事務にも対応するものとする。 ・各部は、連携・協力して、要配慮者の支援を行うものとする。 ・上記、所掌事務以外の各部の所掌事務については、伊賀市災害対策本設置運営要綱（平成 28 年訓令第 13 号）に掲げる各部各班所掌事務に準じるものとする。		市民病院部	・安否情報の収集に関する事 ・所管に係る生活関連等施設の安全確保に関する事 ・避難先地域における健康相談、指導等に関する事
			水道部	・安全な飲料水の安定供給に関する事
			教育部	・安否情報の収集に関する事 ・被災児童生徒等に対する教育に関する事
			各地域対策部	・本庁各部との連絡調整並びに実施に関する事
			各部共通	・避難住民の誘導に関する事 ・救援の措置に関する事 ・所管に係る市有施設の管理に関する事
			・各部は、災害の規模に応じて、所掌事務以外の事務にも対応するものとする。 ・各部は、連携・協力して、要配慮者の支援を行うものとする。 ・上記、所掌事務以外の各部の所掌事務については、伊賀市災害対策本設置運営要綱（平成 28 年訓令第 13 号）に掲げる各部各班所掌事務に準じるものとする。	